

スポーツと人権

2020年、オリンピック・パラリンピックが東京で開催されます。オリンピックはスポーツを通じた教育や平和のために誕生した祭典で、人権と深い関わりがあります。

また、ユネスコの国連憲章や、オリンピック憲章、国内ではスポーツ基本法において、「スポーツを行うことは、すべての人々の権利」と謳われ、この精神が世界中で共有され始めています。

そこで、オリンピック・パラリンピックから、人権とスポーツのかかわり、スポーツの持つ可能性や未来について考えてみたいと思います。

TOKYO 2020
応援プログラム



令和2(2020)年
2月1日(土)
～ 4月30日(木)



- ・開館時間 午前9時～午後9時まで、
ただし最終日は、午後3時まで。
- ・期間中の休館日 2月17日(月)・3月16日(月)・4月20日(月)



イーグレひめじ 4F 展示
姫路市人権啓発センター



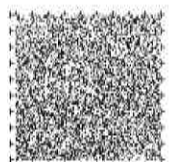
姫路市人権啓発センター

ひいばる

〒670-0012 姫路市本町68番地290 イーグレひめじ4階
☎079-282-9801 FAX 079-282-9820

交通案内

- ・JR姫路駅または山陽電鉄姫路駅から北へ徒歩15分
- ・自動車 国道2号(東行き)の市民会館交差点で左折、北へ直進100m
- ※イーグレひめじには、地下駐車場があります(有料)



音声コード▲